

質疑回答

平成 30 年 4 月 25 日

質問事項	回答事項
<p>① 1 頁・3(2) 「泉大津市住宅マスタープラン」(平成 19 年 3 月策定)及び「泉大津市公営住宅等長寿命化計画」(平成 23 年度策定)について、提供もしくは閲覧は可能でしょうか。</p> <p>② 4 頁・5(4)ア 提案書(様式第 6 号)の「1-ii. 配置担当者の実績等」は、様式第 4 号に記載の「主に本業務を担当する配置担当者」についての記載という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 平成 30 年 5 月 1 日まで建築住宅課窓口で閲覧可能とします。 また、参加表明書を提出の後、企画提案者となった者については平成 30 年 5 月 11 日まで建築住宅課窓口で閲覧可能とします。</p> <p>② そのとおりです。</p>